

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

|                 |  |                   |       |
|-----------------|--|-------------------|-------|
| 処分の内容           | 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定  |                   |       |
| 根拠法令及び条項        | 児童福祉法第6条の2第2項  |                   |       |
| 審査基準            | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。)<br><input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)                                |                   |       |
|                 | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)  |                   |       |
|                 | <b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)<br>審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。<br>児童福祉法第19条の9<br>別紙のとおり                                   |                   |       |
| 審査基準<br>設定年月日   | 年 月 日  | 審査基準<br>最終変更年月日   | 年 月 日 |
| 標準処理期間          | <input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)<br>期間( )<br><input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当) |                   |       |
| 標準処理期間<br>設定年月日 | 年 月 日  | 標準処理期間<br>最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署            | 健康部 地域保健課  |                   |       |
| 備考              |  |                   |       |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

第19条の9 第6条の2第2項の指定（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

(1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(5) 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日(第7号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6) 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7) 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(10) 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(11) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしないことができる。

(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

(2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特

定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第19条の13の規定による指導又は第19条の17第1項の規定による勧告を受けたものであるとき。

(3) 申請者が、第19条の17第3項の規定による命令に従わないものであるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき。